

令和6年度 花の拠点(はなふる)における移動販売車出店者募集要項  
【令和7年3月出店分まで】

1. 概要

(1) 期間

令和7年3月31日(月)まで毎月10日AM9:00から翌月の募集を開始します。

出店前日のPM23:59まで予約可能です。

(2) 場所

花の拠点(はなふる)(恵庭市南島松828-3)

(3) 時間

9時00分から18時00分までの間(営業時間とし、準備の時間は除く。)

※準備は8時以降から開始し、撤収は19時まで完了してください。

(4) 出店日

(1) 期間の全日程

(5) 店舗範囲

1店舗あたり25㎡以内、トレーラー型の車両で出店の店舗は50㎡以内とします。

※恵庭市都市公園条例第6条第1項第8号の規定により、指定以外の場所で火気を使用することは禁止されています。火を使った調理等は必ず移動販売車内で行ってください。

※車外での商品の陳列はご遠慮ください。

(6) 出店場所および区画

1日あたりの最大出店可能台数は、12台までとします。

※大型イベント等で出店出来ない場所がある場合があります。

(出店エリア)



## (7)販売品目

飲食物(自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの)。

また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、管理者が不適当と判断したものの販売は認められません。

## (8)キッチンカー出店料金 ※恵庭市花の拠点設置条例第4条および別表1(第4条関係)

### 【4月1日～10月31日の料金】

平日	2,500円/日・台
休日※1	5,000円/日・台

### 【11月1日～3月31日の料金】

平日	1,250円/日・台
休日※1	2,500円/日・台

※1 休日とは、恵庭市の休日を定める条例第1条(平成3年条例第10号)に定める市の休日をいう。

※2 移動販売車の大きさや種類に関わらず、1店舗1台あたりの料金とする。

## 2. 許可申請について

### (1)申請受付

受付期間:毎月10日AM9:00から翌月の出店申請が可能です。

※出店日の前日PM23:59まで翌日の出店申請が可能です。

### 【4月1日～11月30日までの①②区画の出店制限について】

・1次受付(毎月10日～17日)、2次受付(毎月18日～)の2段階で出店場所の予約を受け付けます。

・1次受付では出店場所①②は同一事業者の出店は月内に2回までとしますが、1次受付終了後で出店場所①②に空きがある場合は2次受付として出店場所①②をご予約いただけます。

(出店場所③～⑫は制限なくご予約いただけます。)

### 【11月30日～3月31日までの予約について】

・予約制限はありません。毎月10日AM9:00から翌月の予約が可能です。

### (2)申請方法

予約システムにログイン後予約カレンダーからお申込みください。

**※先着順です。**

**※電話・メール・FAXでのお申し込みは受け付けておりません。**

**※申請方法について詳しくはログイン後、キッチンカー予約方法をご覧ください。**

### (3)必要書類

#### ①新規登録の際に必要な書類

・保健所から交付された移動販売に係る営業許可証の写し

・誓約書(別紙様式)

・車検証の写し

#### ②申請受付(予約)の際に必要な書類

・販売商品等に関する説明書(任意様式)

販売商品が具体的に分かるメニュー表などの資料を登録してください。

③出店の際に必要な書類

・予約の際に発行される行為許可書(マイページ/予約一覧に表示)を出力して、出店時にわかりやすい位置に掲示してください。

(4)販売商品を変更する場合の注意事項

・販売商品を変更する場合は、予約キャンセルし変更されたメニューを再登録してください。

(5)支払方法

①予約システムにログイン後、請求書ボタンから請求書をダウンロードしてください。

②毎月ご利用分合計金額を翌月の9日までにお支払いください。

※銀行振り込みの場合、依頼人名称は許可No.とキッチンカー屋号を入力してください。

またお手数ですが、振込手数料はご負担ください。

(6)出店キャンセルについて

・出店キャンセルは、事業者側では操作できません。キャンセルの場合は電話またはメールでお問合せください。

・出店の5営業日前までにキャンセルのご連絡がない場合、出店料の100%をお支払いいただきます。

3. その他留意事項

(1)留意事項

①移動販売車の公園内への搬入・搬出は、安全面に最大限配慮し、管理者の指定するルートを経由して出店者各自で行ってください。

②電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。

③調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

また、恵庭市都市公園条例第6条第1項第8号の規定により、指定場所以外の場所で火気を使用することは禁止されています。火を使った調理等は、必ず移動販売車内で行ってください。

④出店者は、ごみ箱をキッチンカー(移動販売車)の直近のわかりやすい位置に必ず設置すること。また、移動販売車利用者には、道と川の駅「花ロードえにわ」や農畜産物直売所「かのな」、センターハウス、ガーデンエリアなど隣接施設にごみを捨てることのないよう、十分に周知すること。なお、発生したごみは、排水とともに出店者が持ち帰ってください。

⑤車外に販売商品を置く、調理・販売する、お客の呼び込み行為をするなどの行為は厳禁です。

⑥営業に使用する車両は正規の改造車で車検を有している車両を使用してください。

⑦事前に届け出た営業許可証の内容以外の物品販売等は一切認めません。

⑧周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑えるように努めてください。

⑨販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。

⑩食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。

⑪出店者はその責めに帰する理由により、出店場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として管理者に支払ってください。

⑫出店者は、出店場所の使用にあたり、管理者または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償してください。

- ⑬移動販売車の破損、紛失等、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、管理者は一切責任を負いません。
- ⑭本要項に定めのない事項または疑義を生じた事項については、関係法令の定めるところによるもののほか、管理者と出店者で協議の上、処理してください。
- ⑮降雪等の状況により営業時間内に除雪作業を行う場合があります。除雪作業の実施により売り上げの減少などが生じても、管理者は一切責任を負いません。
- ⑯営業時間終了後は、速やかに移動販売車を花の拠点(はなふる)敷地外に移動すること。営業日が連続する場合においても同様とします。
- ⑰園内では施設維持管理作業が実施されていることから、出店に際しては一部制限や変更等が生じる場合がございます。予めご了承ください。

## (2)許可の取消

- ①出店者が利用料金等を滞納した場合、関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。
- ②本要項を厳守できない場合または管理者が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。
- ③出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、管理者は一切その責めを負いません。

## 4. 問合せ先

〒061-1375 恵庭市南島松828番地3 花の拠点センターハウス 2階

【花の拠点指定管理者】

株式会社 ガーデンシティ恵庭

Tel 0123-29-5080

e-mail gce-soumu@gardencity-eniwa.co.jp

【営業時間】 月～金 9:00～17:00 (年末年始・祝日を除く)